「山村振興法」の延長及び地域林業・地域振興の確立に向けた
施策の拡充を求める意見書

山村における経済力と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的として、昭和４０年に「山村振興法」が制定され、これまで国の政策支援が行われてきた。

しかしながら、山村地域を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下など多くの課題を抱え、依然として厳しい状況にある。

山村地域は、これまで、国土と自然環境の保全、水源の涵養、地球の温暖化防止等、多面的で公益的な役割を果たしてきたところであり、今日、地方創生が叫ばれているが、地方創生は山村地域の活性化なしには達成することが困難である。

そのような中で、「山村振興法」が平成２７年３月末で期限を迎えることから、国においては、山村地域の現状及びその果たす役割を踏まえ、法の期限を延長するとともに、次の事項の実現を図られるよう強く要望する。

１　「山村振興法」の内容の充実を図り、「山村振興交付金」を創設するとともに、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」等山村地域の活性化を図るための助成制度の一層の充実・強化を図ること。

２　木質バイオマスの利用、再生可能エネルギー対策の強化、６次産業化の推進等の産業振興施策の充実・強化を図ること。

３　川上から川下にいたる一貫した林業・木材産業の振興、木材利用の促進を図るための森林・林業対策の充実・強化を図ること。

４　鳥獣被害の深刻化に鑑み、被害防止に関する対策の充実・強化を図ること。

５　道路整備のための財源を十分に確保し、特に、地方における道路財政の充実を図ること。

６　森林吸収源対策を強力に推進するため、地球温暖化対策のための税等に係る所要の税制措置を講ずるとともに地方税財源を確保・充実する制度を創設すること。

７　税財源の乏しい山村地域の実情に即した地方交付税制度の充実・強化を図り、所要の額を確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年１２月２日

宮　崎　県　議　会

衆議院議長　　殿
参議院議長　山崎正昭　殿
内閣総理大臣　安倍晋三　殿
財務大臣　麻生太郎　殿
総務大臣　高市早苗　殿
農林水産大臣　西川公也　殿
環境大臣　望月義夫　殿
内閣官房長官　菅　義偉　殿
林野庁長官　今井　敏　殿